

議案第 16 号

亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について

亀山市地区コミュニティセンター条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

亀山市地区コミュニティセンター条例（平成17年亀山市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第2条の表東部地区コミュニティセンターの項中「1672番地」を「3497番地」に改め、同表に次のように加える。

関南部地区コミュニティセンター	亀山市関町萩原172番地3
-----------------	---------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表に次のように加える改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 関南部地区コミュニティセンターにあつては、第2条の表に次のように加える改正規定の施行の日から平成29年3月31日までの間、この条例による改正後の亀山市地区コミュニティセンター条例第3条及び第4条の規定は適用せず、第5条第2項の規定の適用については、同項中「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず」とし、第6条の規定の適用については、同条中「指定管理者が市長の承認を得て」とあるのは「市長が別に」とし、第7条、第8条、第10条、第11条、第14条及び第17条の規定の適用については、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。